

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉施設[H T T R（高温工学試験研究炉）]の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書に関する大洗研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年6月29日（水） 10時30分～11時20分
3. 場 所
 - (1) 原子力規制庁 16階会議室C
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 高温工学試験研究炉部 主査 他1名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 担当者1名
5. 議事要旨
 - (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和4年6月20日の第446回審査会合におけるコメント内容について、資料に基づき説明があった。
 - (2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 既認可の設工認（平成4年4月9日付け4安(原規)第47号）においては、周波数変換器の形式として「GT0サイリスタインバータ」の記載があり、その変更に伴い、本設工認可申請が必要になったものであるが、周波数変換器の形式の変更については、審査会合で指摘したとおり、2次ヘリウム循環機の性能に影響を与えるものではない。このため、本申請における設計仕様は、現在記載している「周波数変換器の形式」、「仕様」、「制御方式」ではなく、例えば、設置変更許可（令和2年6月3日付け原規規発第2006035号）で記載している「周波数変換器により電動機の回転数を連続的に変え、運転状態に応じた2次冷却材の循環流量を確保する」などの設計方針を記載すれば十分と考えることから、このことを踏まえて記載内容を検討すること。
 - 使用前事業者検査の内容について、既認可の設工認に周波数変換器の形式の記載がなければ、本申請は不要とも考えられることを踏まえ、内容の変更を検討すること。
6. 配付資料
資料：H T T R原子炉施設 設工認（2次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新）